

議案第101号

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例  
について

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例  
第41号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月4日提出

小松島市長 中山 俊 雄

## 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に，  
「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」  
に，「100分の175」を「100分の170」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は，公布の日から施行し，改正後の小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（以下「給与条例」という。）の規定は，令和5年1月21日から適用する。ただし，第2条の規定は，令和6年4月1日から施行する。

（期末手当の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には，同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は，同条の規定による改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。